

宮城県後期高齢者医療広域連合

広 域 計 画

(平成19年度～平成23年度)

【本 編】

平成19年11月

宮城県後期高齢者医療広域連合

目 次

| | |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

広域計画

| | |
|-------------------------|---|
| 広域計画の趣旨 | 2 |
| 後期高齢者医療を取り巻く状況 | 2 |
| 目標及び基本方針 | 3 |
| 広域連合と関係市町村が行う事務 | 3 |
| 1 被保険者の資格管理に関すること | 3 |
| 2 医療給付に関すること | 4 |
| 3 保険料の賦課及び徴収に関すること | 5 |
| 4 保健事業に関すること | 5 |
| 5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 | 6 |
| 広域計画の期間及び改定 | 6 |

はじめに

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化の進展や経済の低成長への移行、国民意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化し、医療制度については、安定的な医療サービスの供給に向けて、抜本的な構造改革が求められてまいりました。

こうした中で、平成18年6月に健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)が公布され、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、医療費適正化の総合的な推進や保険者の再編・統合などとともに、後期高齢者医療制度の創設が定められました。後期高齢者医療制度については、現行の老人保健制度を廃止し、75歳以上の後期高齢者等を被保険者とする独立の保険制度を発足させるもので、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合がその運営を行うこととされています。

宮城県においては、県内の全市町村の協議により広域連合の規約を定め、知事の許可を受けて、平成19年2月8日に宮城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が設立されました。

広域計画の趣旨

宮城県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域連合と広域連合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）の事務処理の指針とするために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項の規定に基づいて作成するもので、広域連合と関係市町村は、この計画に基づき、相互に役割分担を行うとともに、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療の事務を総合的かつ計画的に行うこととなります。

広域計画には、宮城県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定により、次の項目について記載します。

後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する
こと

広域計画の期間及び改定に関すること

後期高齢者医療を取り巻く状況

高齢化の状況

宮城県の総人口は、平成19年3月31日現在、約234万人となっており、そのうち75歳以上の後期高齢者人口は、約23万2千人で、全体の9.9%を占めています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が平成19年5月に公表した推計によると、宮城県の総人口は、平成17年の236万人をピークに減少し続け、平成27年には229万1千人、平成37年には215万8千人になると予想しています。後期高齢者人口については、平成17年では21万8千人（対総人口比9.2%）ですが、平成27年に30万人（対総人口比13.1%）、平成37年に37万4千人（対総人口比17.3%）と増加し続けることが見込まれています。

老人医療費の状況

宮城県の老人医療費の推移をみると、平成7年度には約1,351億円、平成12年度には約1,926億円、平成17年度には約2,040億円となっており、近年横ばいの状況にあるものの、増加する傾向にあります。

また、宮城県の1人当たり老人医療費の推移をみると、平成7年度には約62万4千円、平成12年度には約69万3千円、平成17年度には約75万8千円となっており、増加する傾向にあります。

目標及び基本方針

高齢者の医療制度が将来にわたり持続可能なものとなるよう、後期高齢者医療制度を確実に運営することを目標とします。

この目標を達成するため、次のことを基本方針とします。

制度の円滑な施行と安定的な運営

平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることから、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、円滑な制度の施行を図るとともに、これを安定的に継続する仕組みを構築します。

関係市町村との連携・協力

後期高齢者医療制度を効率的かつ円滑に運営するとともに、住民サービスを確保するため、広域連合と関係市町村が緊密な連携を図り相互に協力しながら、事務を実施します。

住民の理解と協力の推進

高齢者をはじめとした住民の方々の理解と協力を得ながら制度の運営を行うとともに、関係者や有識者などから意見を聞く機会を確保し、適切な事務の執行に取り組みます。

広域連合及び市町村が行う事務

広域連合及び関係市町村は、関係法令等に基づき、それぞれが行うものとされた後期高齢者医療の事務を的確に行います。

1 被保険者の資格管理に関すること

事務の内容

後期高齢者医療の事務を行うためには、被保険者の資格の確認や認定を的確に行うとともに、これらの情報を適切に管理する必要があることから、被保険者台帳を整備し、これに基づき被保険者の資格管理を行います。

被保険者台帳の整備に当たっては、住民基本台帳の情報など関係市町村が保有する被保険者の情報を活用するとともに、被保険者等から資格の取得、喪失、異動について届出をしていただくこととなります。広域連合においては、これらの情報をもとに、被保険者台帳の整備や管理を行い、被保険者に対して被保険者証の交付を行います。

なお、平成19年度においては、平成20年4月の制度施行に向けて、最初の被保険者台帳の整備、被保険者証の交付を行います。また、平成20年度以降の円滑な事務処

理を図るため、広域連合及び関係市町村の事務取扱の基準等を作成します。

広域連合と市町村の役割分担

広域連合においては、被保険者台帳を整備、被保険者の資格の認定、被保険者証の交付等を行います。また、関係市町村においては、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証の引渡し等を行います。

2 医療給付に関すること

事務の内容

広域連合は、被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療給付を行います。

療養の給付

被保険者の病気や負傷に関し、次の医療給付を行います。

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術その他の治療
- ・ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

なお、この場合において、被保険者は、患者負担として医療給付費の1割（現役並み所得者は3割）を医療機関に支払います。

入院時食事療養費等の支給

の療養の給付のほか、被保険者の病気や負傷に関する次の経費のうち、必要と認められる金額を支給します。

- ・ 入院時食事療養費
- ・ 入院時生活療養費
- ・ 保険外併用療養費
- ・ 療養費
- ・ 訪問看護療養費
- ・ 特別療養費
- ・ 移送費
- ・ 高額療養費
- ・ 高額介護合算療養費

葬祭費の支給

被保険者が死亡したときに、その葬祭を行う人に対して、条例で定める金額を支給します。

広域連合と市町村の役割分担

広域連合においては、医療給付の審査及び支払、診療報酬請求明細書の点検及び保管等を行います。また、関係市町村においては、医療給付に関する申請及び届出の受付、証明書の引渡し等を行います。

3 保険料の賦課及び徴収に関すること

事務の内容

後期高齢者医療制度においては、被保険者一人ひとりから広く薄く保険料を徴収することとされ、医療給付費の1割を被保険者全員で負担することになります。

保険料率の設定に当たっては、原則として広域連合の区域内で均一にするとともに、広域連合の安定した財政運営を確保するため、概ね2年間を通じ財政の均衡を保つことができるよう算定を行います。

ただし、低所得世帯に属する被保険者については、世帯の所得に応じて保険料を軽減するほか、新たに負担が発生する被用者保険の被扶養者であった被保険者については、激変緩和を図るため、後期高齢者医療制度の加入時から2年間、保険料の軽減等を行います。

また、災害により著しい損害を受けた場合など、特別な理由のある被保険者については、申請により保険料の減免又は徴収猶予を行います。

なお、平成19年度においては、制度施行に向けて、平成20年度から2年間財政の均衡を保つことができるよう保険料率の算定を行います。

広域連合と市町村の役割分担

広域連合においては、保険料の賦課、減免、徴収猶予の決定等を行います。また、関係市町村においては、保険料の徴収、保険料に関する申請の受付等を行います。

4 保健事業に関すること

事務の内容

健康診査をはじめとした保健事業は、被保険者の健康の保持増進を図るために重要であることから、高齢者の心身の特性に応じた保健事業を実施します。

このうち、健康診査については、生活習慣病の早期発見などを目指し、必要な項目の診査を行います。

また、保健指導については、被保険者の求めに応じて、適切に健康相談や指導を行う体制を確保します。

広域連合と市町村の役割分担

広域連合においては、保健事業全体の調整を行い、健康診査の実施を関係市町村に委託します。また、関係市町村においては、委託を受けて健康診査を実施するほか、健康相談や指導を行います。

5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

電算処理システムの構築

広域連合においては、関係市町村と役割分担しながら、県内全域の後期高齢者等を対象として、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課及び徴収等の事務を行うことから、一元的かつ効率的に事務処理を行う必要があります。

このため、広域連合と関係市町村を回線で接続するネットワークを構築し、後期高齢者医療の事務を電算処理するシステムの整備を行うとともに、円滑なシステムの運用に取り組めます。

後期高齢者医療制度の広報活動等

現行の老人保健制度が廃止され、新たに後期高齢者医療制度が創設されることから、円滑に制度を施行させるためには、新たな制度の内容の周知を図ることが重要になります。

このため、関係市町村と連携しながら、各種の広報媒体を活用し、後期高齢者をはじめとした住民に対する広報活動を行います。

また、制度の移行に伴う問い合わせや相談に対しても、関係市町村と連携しながら適切に対応します。

広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。

『広域計画』平成19年11月

作成 宮城県後期高齢者医療広域連合

住所 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2 - 3
宮城県自治会館9階

連絡先 宮城県後期高齢者医療広域連合 総務課
022-266-1026 / FAX 022 - 266-1031

E-mail info@miyagi-kouiki.jp

U R L <http://www.miyagi-kouiki.jp/>